裁判所が選挙を無効とする選挙区をどれだけ選定すべきかの規律は，従来３段階の判断枠組みの第一段階である選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っているか否かの判断基準とは性質が異なる。選挙区割りが違憲状態か否かの判断基準は，区割規定（定数配分規定）が「全体として違憲の瑕疵を帯びる」（昭和51年４月14日大法廷判決，同60年７月17日大法廷判決）か否かについてのものであり，その区割基準が投票価値の平等に反するものか否かが重要であり，一律に較差の一定数値によって定めることは，それに達しない不平等を無条件に是認することとなり，不適切である。これに対し，ここで問題となる無効とする選挙区の選定の規律は，違憲判断の及ぶ範囲を一定程度制限するという司法権に委ねられた権能の行使についてのものである。

具体的にどの範囲で選挙を無効とするかは，個々の選挙によって異なることは当然であるが，本件においては，本件選挙区割りによる295選挙区の選挙人数の違いが後述のとおりであることを考慮すると，衆議院としての機能が不全となる事態を回避することと投票価値平等の侵害の回復のバランスの観点から，投票価値の較差が２倍を超えるか否かによって決するのが相当である。

今回の選挙の結果によると，295の選挙区のうち最も選挙人数の少ないのは宮城県第５区（選挙当日で23万1081人），最も選挙人数の多いのは東京都第１区（選挙当日で49万2025人）であり，その比率は１対2.129である。選挙人数が東京都第１区の選挙人数の２分の１を下回る選挙区は，宮城県第５区以外に11あり，少ない順に挙げると福島県第４区，鳥取県第１区，鳥取県第２区，長崎県第３区，長崎県第４区，鹿児島県第５区，三重県第４区，青森県第３区，長野県第４区，栃木県第３区，香川県第３区である。

したがって，この12の選挙区については選挙無効とされるべきであり，その余の選挙区の選挙については，違法を宣言するにとどめ無効とはしないこととすべきである。この12選挙区について選挙が無効とされると，その選挙区から選挙人が選出し得る議員はゼロとなるが，これは，選挙を無効とする以上やむを得ないことであり，較差を是正する法改正による選挙が行われることにより回復されるべきものである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　寺田　逸郎
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　千葉　勝美
裁判官　岡部喜代子
裁判官　大谷　剛彦
裁判官　大橋　正春
裁判官　山浦　善樹
裁判官　小貫　芳信
裁判官　鬼丸かおる
裁判官　木内　道祥
裁判官　山崎　敏充
裁判官　池上　政幸
裁判官　大谷　直人
裁判官　小池　　裕

（別紙１）

1　広島高等裁判所松江支部平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月25日に言い渡した判決

2　名古屋高等裁判所金沢支部平成26年（行ケ）第２号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月25日に言い渡した判決

3　大阪高等裁判所平成26年（行ケ）第４号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月23日に言い渡した判決

4　仙台高等裁判所秋田支部平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月24日に言い渡した判決

5　名古屋高等裁判所平成26年（行ケ）第２号，第３号各選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月20日に言い渡した判決

6　広島高等裁判所平成26年（行ケ）第３号，第14号各選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月24日に言い渡した判決

7　福岡高等裁判所宮崎支部平成26年（行ケ）第７号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月27日に言い渡した判決

8　札幌高等裁判所平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年４月24日に言い渡した判決

9　仙台高等裁判所平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年４月９日に言い渡した判決

10　福岡高等裁判所那覇支部平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年３月26日に言い渡した判決

11　広島高等裁判所岡山支部平成26年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について同裁判所が平成27年４月28日に言い渡した判決

（別紙２）

鳥取県第１区及び同第２区，島根県第１区及び同第２区，富山県第１区から同第３区まで，石川県第１区から同第３区まで，福井県第１区及び同第２区，滋賀県第１区から同第４区まで，京都府第１区から同第６区まで，大阪府第１区から同第19区まで，兵庫県第１区から同第12区まで，奈良県第１区から同第４区まで，和歌山県第１区から同第３区まで，秋田県第１区から同第３区まで，愛知県第１区から同第15区まで，岐阜県第１区から同第５区まで，三重県第１区から同第５区まで，広島県第１区から同第７区まで，山口県第１区から同第４区まで，宮崎県第１区から同第３区まで，鹿児島県第１区から同第５区まで，北海道第１区から同第12区まで，宮城県第１区から同第６区まで，青森県第１区から同第４区まで，岩手県第１区から同第４区まで，福島県第１区から同第５区まで，山形県第１区から同第３区まで，沖縄県第１区から同第４区まで並びに岡山県第１区から同第５区まで

当　事　者　目　録

平成２７年（行ツ）第２２０号上告人
足立　直矢
平成２７年（行ツ）第２２０号上告人
中島　　猛
平成２７年（行ツ）第２２０号上告人
常住　郁衣
平成２７年（行ツ）第２２０号上告人
有田　周二
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
西山　貞義
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
髙倉　　正
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
雨野　勇夫
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
前野　亮二
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
西　千恵美
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
西尾　祐馬
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
森藤　絹惠
平成２７年（行ツ）第２２４号上告人
山内　政和
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
渡邊　**靜**子
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
横山　正樹
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
武田　良子
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
北川　宗信
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
片岡　紀博
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
西村　英記
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
福満　賢一
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
吉田　憲史
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
上野　容秀
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
杉浦　真理
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
青木　啓子
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
岡本　　健
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
河合　保弘
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
伊藤　　誠
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
横山　光応
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
高橋　一美
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
志儀　日隆
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
大口　彰子
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
中西　博之
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
神前　　格
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
椛山　貴子
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
高里　良夫
平成２７年（行ツ）第２３６号上告人
丸山　和彦